

「ADR認定土地家屋調査士」を目指そう!!

日本土地家屋調査士会連合会会長 岡田潤一郎

1 はじめに

「土地家屋調査士特別研修」(以下「特別研修」という。)は、法務大臣により指定された国家資格の研修であり、この特別研修を受講し考査に及第した土地家屋調査士には、法務大臣が「民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有する」とした認定が付与され、民間紛争解決手続代理関係業務(ADR)を行うことができる*土地家屋調査士、「ADR認定土地家屋調査士」となります。日本土地家屋調査士会連合会は、特別研修の実施法人となり、16回まで終了しております。

※ 弁護士との共同受任に限ります。筆界特定は、筆界に関して法務局の見解を示す制度で、調停等の能力はありませんが、ADRは土地の所有権をめぐる紛争について調停を行うことができる制度です。

2 ADR認定土地家屋調査士

土地家屋調査士は長年にわたり、不動産の表示の登記の専門家として、国民の「財産」への安心・安全の提供に多大な貢献をしておりますが、特別研修の制度ができる前は、土地の境界の紛争に関しては法的な整備がなく、また土地の所有権をめぐる争いの解決は法曹の専属とされ、私たちは現況の測量、主張、整理、図面の作成提出で協力する程度が現実でした。現在では、特別研修を受講して「ADR認定土地家屋調査士」となることにより、弁護士と協働での土地境界紛争の調停代理人として関与できるようになり、ADR認定土地家屋調査士であれば、法的知見を活用して、解決に向けて寄り添うことができるのです。これは国民に、従来からの登記事務手続の代理や調査・測量、筆界確認だけではなく、筆界と異なる部分で合意した所有権界、占有界、越境物の確認等「予防司法」「紛争解決」も加えて、更なる安心・安全を提供することにほかなりません。

3 土地家屋調査士会ADRセンターとADR認定土地家屋調査士の現状

この「更なる安心・安全」を提供する実施機関として、土地家屋調査士会ADRセンター(以下「センター」という。)は全国50の土地家屋調査士会全てに組織されており、土地家屋調査士法第3条第1項第7号の規定による法務大臣の指定を受けました。このうち26のセンター(令和3年10月1日現在)は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(以下「ADR法」という。)第5条の規定による法務大臣の認証を受け、活動を行っています。この数は隣接法律専門職の中でも突出したものです。センターにおいて活躍すべきADR認定土地家屋調査士は、累計6,528名となっています(15回までの数)。

4 社会に要請される土地家屋調査士

私たち土地家屋調査士の制度は、国民からの必要性があって成り立っている国家資格です。その制度を盤石なものとして国民に貢献し続けていくためには、社会のニーズ及び変革を速やかに捉え、自らも社会に合わせて変化していかなければなりません。現在、ましてや今後の業務にあつては、いわゆる一般業務である測量等での境界立会いや不動産に関する相談等において、民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識、隣接法律専門職としてのより高度な倫理の習得は、必要不可欠となっています。肌で感じている方も多いと思いますが、これは高度化、複雑化の進む社会の要請でありましょう。

既にADR認定土地家屋調査士として活動している会員の中には、一般業務においても、将来の紛争予防及び紛争対応を見据えた業務を行い、依頼者にとって安心して依頼できる存在となっている方もいます。このことは、弁護士からも一目置かれるという社会的信頼を得ることとなり、実質的な業務拡大や社会的信用につながっています。

5 ADR認定土地家屋調査士になろう

ADR認定土地家屋調査士は、いまだ全会員の約40%にとどまっているのが現状で、土地家屋調査士制度を更に発展・充実させていくためには、連合会が想定している数値と言えず満足できるものではありません。ADR認定土地家屋調査士の制度は、土地家屋調査士に対する国民からの信頼を揺るぎなきものとするとともに、土地家屋調査士制度そのものへの信頼が確立され、ひいては制度の更なる発展へとつながっていく「鍵」なのです。

「紛争解決の場における一方当事者の代理人」として活動するための専門知識、憲法・民法・民事訴訟法に精通するだけでなく、高度な倫理観、教養が求められます。日々の土地家屋調査士業務の合間を縫って特別研修を受講することは、決して容易ではありませんが、ADR認定土地家屋調査士となることにより、今まで以上に知識・技術が豊富な資格者として社会的に認知されることのみならず、個々の業務においても未然に紛争を防ぎ、依頼者に安心・安全をもたらすことができるワンランク上の土地家屋調査士として活躍できる道が開けます。当然、報酬を得てADR業務の受任前の相談に当たることも可能です。そのため、連合会においては、ADR認定土地家屋調査士として十分な活動ができるよう、各地域の土地家屋調査士会と弁護士会が連携を図ることができる環境作りを進めており、多面的な活動の場を提供すること、実績を積み重ねることを通じて、土地家屋調査士の業務範囲の拡大やイメージアップにつなげたいと考えております。

特別研修の趣意をご理解いただき、一人でも多くの会員が本研修を受講され、土地家屋調査士＝ADR認定土地家屋調査士として活躍されることを期待しております。

- | | |
|-----------------|----------|
| ③ 倫理 | (5 時間以上) |
| (3) 集合研修 | <10 時間> |
| ① 答弁書起案 (講義・講評) | (5 時間) |
| ② 申立書起案 (講義・講評) | (5 時間) |
| (4) 総合講義 | <3 時間> |
| ① 倫理 | (3 時間) |
| (5) 考査 | <2 時間> |
| ① 択一式・記述式 | (2 時間) |

7 考査及び認定

考査は、日本土地家屋調査士会連合会が主体となり、公平・公正を期して実施する。

認定は、連合会による土地家屋調査士特別研修の実施報告及び受講者が行う民間紛争解決
手続代理能力認定の申請を基に法務大臣が行う。

以上

第 17 回土地家屋調査士特別研修 実施要綱

1 実施日

- | | |
|------------|---|
| (1) 基礎研修 | 令和 4 年 7 月 8 日（金）～ 10 日（日）までの連日 3 日間 |
| (2) グループ研修 | 令和 4 年 7 月 11 日（月）～ 8 月 18 日（木）までで 15 時間以上
※ ただし、課題提出日は令和 4 年 8 月 3 日（水）まで |
| (3) 集合研修 | 令和 4 年 8 月 19 日（金）、20 日（土）の連日 2 日間 |
| (4) 総合講義 | 令和 4 年 8 月 21 日（日） |
| (5) 考査 | 令和 4 年 9 月 3 日（土） |

2 実施会場及び講師（受講会場の選択はできません。）

(1) 基礎研修

事前に収録した研修の映像教材を視聴することで、必要な法律の基礎を身に付けます。

① 会場

連合会が指定する会場（全国に複数箇所を設置する予定です。）

② 講師

大学教授、弁護士、裁判官

(2) グループ研修

基礎研修において基礎知識を身に付けた後、受講者が少人数（新規受講者又は再受講者 5 名程度）での討論や学習を行い、一人一人の習熟度を高めます。

グループごとに、「答弁書・申立書の起案」及び「倫理に関する設問」に取り組み、課題（答弁書・申立書の起案）を提出します。

提出する課題の成果はもとより、それに至るまでのグループ研修の内容は、その後の集合研修・総合講義の理解度及び考査の成績に大きく影響を与え、本特別研修の中核を成すものです。

① 会場

受講者同士で相談の上、任意の場所に集まって実施します。

原則として、グループ研修は集合による実施としますが、一定の条件を満たす場合は、ウェブ会議システムを用いて実施することができます。

なお、人数が規定数を満たさない場合は、他の都道府県の受講者とグループを組成する場合があります。

(3) 集合研修・総合講義

40 名程度を基準として 1 集合班を組成します。

集合研修は、グループ研修で提出した課題に関して講義・講評を行います。

総合講義は、代理人としての権限と倫理に関する講義・討論を行い、理解を深めます。

① 会場（6会場）

申込先の地域 ※1	会場（括弧内の数字は定員）
関東	東京都内（約80名：40名×2会場）
近畿・四国	大阪府内（約40名）
中部	愛知県内（約40名）
中国・九州	福岡県内（約40名）
東北・北海道	宮城県内（約40名）

② 講師

弁護士

(4) 考査

民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有するかを判断するための考査を受検します。

① 会場（4会場）

申込先の地域 ※1	会場（括弧内の数字は定員）
関東	東京都内（約80名）
近畿・中部・四国	大阪府内（約80名）
中国・九州	福岡県内（約40名）
東北・北海道	宮城県内（約40名）

※1 申込先の地域について

申込先の土地家屋調査士会（後述7(2)参照）によって、次のとおり地域（ブロック）が決定します。

- ア 関東（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、静岡、山梨、長野、新潟）
- イ 近畿（大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山）
- ウ 中部（愛知、三重、岐阜、福井、石川、富山）
- エ 中国（広島、山口、岡山、鳥取、島根）
- オ 九州（福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎、沖縄）
- カ 東北（宮城、福島、山形、岩手、秋田、青森）
- キ 北海道（札幌、函館、旭川、釧路）
- ク 四国（香川、徳島、高知、愛媛）

※2 会場及び受講地の変更について

定員数を超えた場合は、申込先の地域と異なる地域に設置される会場での受講をお願いする場合があります。

3 受講対象者

受講申込時点で土地家屋調査士会会員（以下「会員」という。）である者、又は土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士（以下「調査士」という。）となる資格を有する者（以下「有資格者」という。）のうち、土地家屋調査士特別研修（以下「特別研修」という。）の受講を希望する者の中で、以下のいずれにも該当しない者

- (1) 土地家屋調査士法第42条の懲戒処分により業務停止中の者
- (2) 土地家屋調査士法第56条の注意勧告を受ける等、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会長から特別研修を受講させることが相当ではないと判断された者
- (3) 土地家屋調査士法又はこれに基づく命令に違反するおそれがあり、かつ、連合会長が特別研修を受講させることが相当ではないと判断した者
- (4) 次に示す研修実施者、運営者及び運営協力者

- ① 研修実施者

連 合 会：会長、研修部担当副会長、研修部役員、特別研修運営委員

- ② 運営者及び運営協力者

ブロック及び調査士会：運営及び事務に携わる責任者、協力員

※ 過去の特別研修における研修実施者、運営者及び運営協力者は、その任を終えた時点で受講することができる。

4 受講区分

- (1) 新規受講・再受講

- ① 新規受講：次のA・Bのいずれかに該当する者

A 特別研修を新規に受講する者

B 第1回から第11回特別研修を受講した者であって、修了証明書を保持しない者

- ② 再受講：下記のA・Bのいずれかに該当する者

A 過去5回の特別研修（第12回から第16回）のいずれかにおいて、「基礎研修から総合講義までの全課程を終了できなかった者」又は「課題を提出していない者」

B 第1回から第11回特別研修の修了証明書を保持する者であって、土地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定を受けていない者

【再受講制度とは】

ア 受講内容：第17回特別研修の全科目及び考査

イ 方 法：新規受講者と同様の管理下での受講

- (2) 聴講・再考査：下記のA・Bのいずれかに該当する者

A 過去5回の特別研修（第12回から第16回）の修了証明書を保持する者のうち、土

地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定を受けていない者

※ この取扱いについては、修了証明書の交付を受けた日から5回以内に開始される特別研修について適用するものであるところから、第1回から第11回特別研修の修了証明書の保持者については、その適用がされず、再受講の申込みが必要となりますので、ご注意ください。

B 第16回特別研修において、基礎研修から総合講義までの全課程を終了し、かつ課題を提出したが、考査のみ未受検の者

【聴講制度とは】

考查を受けるとともに、希望する講義を聴くことができる制度です。

ア 受講内容 : 第17回特別研修のグループ研修を除く研修及び考查

イ 方法 : 新規受講者と同様の管理下での受講

【再考查制度とは】

考查を受けることができる制度です。

ア 受講内容 : 第17回特別研修の考查

イ 方法 : 新規受講者と同様の管理下での受講

5 新規受講者数（予定）

約 240 名

6 受講料

受講区分	会員	有資格者
(1) 新規受講	8 万円	10 万円
(2) 再受講	4 万円	
(3-1) 再考查	2 万円	
(3-2) 再考查（教材希望）	3 万円	
(3-3) 聴講	3 万円	

※ 有資格者について、受講の前日までに会員登録が完了する場合は、会員の受講料を適用します。会員登録申請予定者で、この適用を希望される方は、必ず申込時に、申込先の調査士会にその旨をお申出ください（お申出がない場合、この適用がされない場合があります。）。

- ◆ 受講料の返金はいたしません。また、納入された受講料は、連合会が認めた者以外、特別の事情がない限り返金いたしません。
- ◆ 研修に伴う旅費交通費、宿泊費、研修中の食事費用、必読・参考図書の購入費用、受講料の振込手数料は全て自己負担となります。
- ◆ 認定に当たっては、認定手数料及び登録免許税が別途必要となります。
- ◆ 認定について、土地家屋調査士名簿への登録には別途手数料が必要となる場合があります。

7 申込要領

(1) 申込書類

受講申込みをする者は、次の書類を提出してください。

	提出書類
必ず提出する書類	ア 第17回土地家屋調査士特別研修申込書
有資格者の場合	上記に加え、次の書類を併せて提出してください。 イ 調査士となる資格を有する書面（合格証書又は認定証書）のコピー ウ 住民票の写し（コピー不可） 交付日から3か月以内 受講者本人のみの情報 本籍地の記載不要 特定個人情報に係る個人番号（マイナンバー）の記載のないもの

※ 提出書類は返却いたしません。

(2) 申込先

所属する調査士会

※1 有資格者の方は、住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会へのお申込みとなります。ただし、受講の前日までに会員登録が完了する予定の場合は、入会を希望する調査士会にご相談の上、お申込みください。

※2 受講者数によっては、申込書を提出したブロック内で受講できない場合があります。その場合は、他のブロックと調整の上、会場を指定します。

(3) 申込書類の受付方法及び受付期間

申込先の調査士会にお問合せください。

(4) 受講料の振込み

申込先の調査士会が指定する口座に振込みをお願いします（支払方法については、後日お知らせします。）。

※ 振込手数料は受講者の負担となります。

(5) 受講当日までの流れ

① 会場の通知（受講者募集の終了後）

受講会場は、申込先の調査士会から通知されます。

② 教材及び受講票の送付（特別研修開始1か月前から2週間前頃）

時間割、持参品リスト等の案内と、使用する教材、受講票を送付します。

【受講番号は申込先の調査士会から別途通知されます。】

③ 受講開始（令和4年7月8日（金）から）

②で示した持参品を全てお持ちの上、所定の受講会場へお越しください。

(3) 申込者の都合による受講取消に係る受講料の返金

納入された受講料は、受講前（令和4年7月7日（木）より前）の災害被災等、やむを得ない場合を除き、原則として返金しません。

8 宿泊及び往復の交通手段について

研修に伴う宿泊及び往復の交通手段は、受講者自身で手配してください。

9 補講制度

第17回特別研修の基礎研修において、正当な事由により研修規定時間に満たなかった場合に、視聴できなかった講義を視聴し、研修規定時間を補う制度です。

(1) 対象者 : 第17回特別研修の基礎研修において研修規定時間に満たなかった者
(ただし、正当な事由がある場合に限る。)

(2) 補講科目 : 第17回特別研修の基礎研修（ただし、最大7時間以内）

(3) 補講方法 : 連合会が指定する者1人以上が同席の上、科目単位で映像教材を視聴する。

(4) 補講費用 : 1回につき2万円

(5) 補講場所 : 連合会が指定する場所

※ 上記条件についての詳細は、「第17回土地家屋調査士特別研修 基礎研修の補講について」を確認してください。

10 受講終了

(1) 次の要件を全て満たした者には、連合会から第17回特別研修の修了証明書・考查成績証明書が送付されます。

① 所定の課程を全て受講した者

② 課題を全て提出した者

③ 考查を受検した者

なお、前記「4 受講区分」(2)Aに該当する再考查受検者に対しては、第17回特別研修の考查成績証明書のみ送付しますが、「4 受講区分」(2)Bに該当する再考查受検者に対しては、第17回特別研修の修了証明書・考查成績証明書を送付します。

(2) 各科目において遅刻や途中退出があった場合は、原則として当該科目の受講を完了したとみなしません（ただし、基礎研修については、一定条件を満たす場合は補講を受けて補うことができます。前記「9 補講制度」参照）。

11 受講中止

- (1) 受講者の受講態度が著しく不良であるときは、連合会及び当該受講者が所属する調査士会（有資格者の場合は住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会）が受講の中止を命じることがあります。
- (2) (1)の規定により受講中止が命じられる場合には、あらかじめ当該受講者に対し弁明の機会が与えられます。
- (3) 受講中止を命じられた受講者は、その時から、今回の特別研修の全ての研修を受講することができません。
- (4) 理由のいかんを問わず、受講中止を命じられた受講者に対しては、既に徴収した受講料は返還されません。

12 法務大臣の認定

連合会から第17回特別研修の修了証明書・考査成績証明書又は考査成績証明書の交付を受けた受講者は、法務大臣へ民間紛争解決手続代理能力認定の申請を行うことができます。

今回受講していない者でも、第12回から第16回の特別研修の修了証明書・考査成績証明書の交付を受けている者は、受講した際に交付を受けた修了証明書・考査成績証明書を用いて法務大臣へ認定の申請をすることができます。

なお、法務大臣への認定申請には、①認定手数料（4,300円）及び②登録免許税（5,000円）が別途必要となります（金額は令和3年10月1日現在）。

13 土地家屋調査士名簿への登録

法務大臣の認定を受けた旨を土地家屋調査士名簿へ登録するに当たり、登録手数料として2,000円（土地家屋調査士登録事務取扱規程付録第5号様式による申請の場合。金額は令和3年10月1日現在）が必要となります。

なお、具体的な手続に関しては、申請する調査士会へお問合せください。

以上

第 17 回土地家屋調査士特別研修 申込要領

◆ 申込書送付先	群馬土地家屋調査士会 〒379-2141 群馬県前橋市鶴光路町19-2 TEL：027-288-0033 ファクシミリ：027-265-6810 ※有資格者の場合は住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会へのお申込みとなります。 登録を申請中の方は、事務所を設置する土地家屋調査士会へお申込みください。
◆ 申込書送付方法	郵送又は持参
◆ 申込締切	令和4年3月10日（木）必着

※ 受講料の納入方法については、受講申込後にお知らせします。

当要領の内容は次のとおりです。

1. 新規受講・再受講用

- ① 新規受講、再受講申込における注意事項
- ② 第17回土地家屋調査士特別研修 申込書（新規受講・再受講用） 記載例
- ③ 第17回土地家屋調査士特別研修 申込書（新規受講・再受講用）

2. 再考査・聴講用

- ① 再考査、聴講受講における注意事項
- ② 第17回土地家屋調査士特別研修 申込書（再考査・聴講用） 記載例
- ③ 第17回土地家屋調査士特別研修 申込書（再考査・聴講用）

新規受講・再受講用

新規受講、再受講申込みにおける注意事項

◆ 受講申込書記入時における注意事項

次の項目番号は、記入例の各項目番号と対応しております。

- 1 氏名とフリガナを記入し、性別に○を付けた上で押印（認印可）してください。
- 2 生年月日と申込時の年齢を記入してください。
- 3 該当する受講区分に○を付けてください。再受講の方は、最後に新規受講又は再受講した回の回数及び受講番号も記入してください。
- 4 上記3で新規受講に○を付けた方は、該当する資格区分に○を付けた上、次の事項を記入してください。
 - ① 土地家屋調査士会会員の方
所属土地家屋調査士会名、土地家屋調査士試験合格年度、土地家屋調査士登録年度及び登録番号
 - ② ①以外の有資格者で土地家屋調査士試験合格者の方
合格年度及び合格証書番号
 - ③ ①以外の有資格者で②以外の方
認定年月日及び大臣認定証書番号
- 5 住所は次のとおり記入してください。なお、記載地へ受講票等を送付しますので、受講期間中に変更があった場合は、申込みをした土地家屋調査士会までお申出ください。
 - ① 土地家屋調査士会会員の方
事務所所在地を記入してください。
 - ② 有資格者の方
住所地をご記入ください。
- 6 電話番号、携帯番号、ファクシミリ、メールアドレスを記入してください。なお、携帯番号は緊急連絡時に使用します。

◆ 申込方法

次の書類を申込書送付先の土地家屋調査士会が指定する方法で提出してください。

- 1 土地家屋調査士会会員の方
 - ・申込書（新規受講・再受講用）1通
- 2 有資格者の方
 - ・申込書（新規受講・再受講用）1通
 - ・合格証書又は認定証書のコピー（土地家屋調査士となる資格を有する書面）1通
 - ・住民票の写し（コピー不可、交付日から3か月以内、受講者本人のみの情報、本籍地の記載不要、特定個人情報に係る個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）1通

第17回土地家屋調査士特別研修 申込書（新規受講・再受講用） 記載例

私は、「土地家屋調査士特別研修の実施について」及び「第17回土地家屋調査士特別研修 実施基本計画（概要）」並びに「第17回土地家屋調査士特別研修 実施要綱」に記載されている全ての事項を承諾の上、第17回土地家屋調査士特別研修の受講を申し込みます。

（申込日）令和4年2月20日

(フリガナ)	(ニッコウレン タロウ)			(印)
1 氏名	日調連 太郎			(男)・女
2 生年月日	西暦 1977年7月31日生 (44)歳			
3 受講区分 該当受講区分に○ 再受講は受講番号を 記入してください。	○	新規受講	再受講 第 回特別研修受講番号 受講番号：	
4 資格区分 該当する資格区分に ○を付け、年度等の 情報を記入してくだ さい。	○	土地家屋調査士会会員（会名 東京 ）		9999
		合格年度：昭和 ・平成 ・令和20年度 登録年度：昭和 ・平成 ・令和20年度		号
		有資格者 合格年度：昭和・平成・令和 年度		号
		資格試験合格以外の有資格者（大臣認定） 認定年月日：昭和・平成・令和 年 月 日		号
5 住所 土地家屋調査士会員 の場合は、事務所 所在地を記入してくだ さい。	(〒101-0061) 東京都千代田区神田三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館			
6 連絡先	電話番号	03-3292-0050	携帯番号	090-4444-4444
	ファクシミリ	03-3292-0059		
	メールアドレス	taro@chosashi.or.jp		
(所属ブロック・所属会記載欄)				

※ 提出したブロック内で受講できない場合があります。その場合は、他のブロックと調整の上、会場を指定します。

聴講・再考査用

聴講、再考査受講申込みにおける注意事項

◆ 受講申込書記入時における注意事項

次の項目番号は、記入例の各項目番号と対応しております。

- 1 氏名とフリガナを記入し、性別に○を付けた上で押印（認印可）してください。
- 2 生年月日と申込時の年齢を記入してください。
- 3 考査欄に○が付いていることを確認してください。
修了証明書の交付を受けた際の、受講回の回数及び受講番号を記入してください。
第16回土地家屋調査士特別研修で基礎研修から総合講義までの全課程を修了し、かつ課題を提出した者の中で考査を受検していない方は、第16回の受講回及び受講番号を記入してください。
聴講希望者は、聴講対象講義の中から希望する講義に○を付けてください。
聴講希望者の受講料は、教材を含んだ受講料となっております。教材希望欄に必ず「○」を付けてください。
考査のみの受検を希望する者で教材を希望する場合は、教材希望に○を付けてください。
例① 考査のみ受検で教材不要の方
考査欄に○が付いていることを確認してください。
修了証明書の交付を受けた受講回の回数及び受講番号を記入してください。
例② 基礎研修5科目、集合研修1科目、総合講義を聴講する方
考査欄に○が付いていることを確認してください。
修了証明書の交付を受けた受講回の回数及び受講番号を記入してください。
基礎研修の5科目、集合研修1科目、総合講義に○を付けてください。
教材希望に○を付けてください。
- 4 住所は次のとおり記入してください。なお、記載地へ受講票等を送付しますので、受講期間中に変更があった場合には、申込みをした土地家屋調査士会までお申出ください。
 - ① 土地家屋調査士会会員の方
事務所所在地をご記入ください。
 - ② 有資格者の方
住所地をご記入ください。
- 5 電話番号、携帯番号、ファクシミリ、メールアドレスを記入してください。なお、携帯番号は緊急連絡時に使用します。

◆ 申込方法

次の書類を申込書送付先の土地家屋調査士会が指定する方法で提出してください。

- 1 土地家屋調査士会会員の方
 - ・申込書（再考査・聴講用）1通
- 2 有資格者の方
 - ・申込書（再考査・聴講用）1通
 - ・合格証書又は認定証書の写し（土地家屋調査士となる資格を有する書面）1通
 - ・住民票の写し（コピー不可、交付日から3か月以内、受講者本人のみの情報、本籍地の記載不要、特定個人情報に係る個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）1通

第17回土地家屋調査士特別研修 申込書（再考査・聴講用） 記載例

私は、「土地家屋調査士特別研修の実施について」及び「第17回土地家屋調査士特別研修 実施基本計画（概要）」並びに「第17回土地家屋調査士特別研修 実施要綱」に記載されている全ての事項を承諾の上、第17回土地家屋調査士特別研修の受講を申し込みます。

（申込日）令和 4年 2月 20日

(フリガナ)	(ニッコウウレン タロウ)			(印)	
1 氏名	日調連 太郎			(男・女)	
2 生年月日	西暦 1977 年 7 月 31 日生 (44) 歳				
3 受講区分	考査	<input type="radio"/>	第16回特別研修受講番号 受講番号：1-1-000		
聴講希望者は聴講対象講義に○を付けてください。 考査のみ受検で教材希望者は教材希望欄に○を付けてください。	聴講対象講義	基礎研修 憲法	<input type="radio"/>	基礎研修 ADR代理と専門家責任	<input type="radio"/>
		基礎研修 民法	<input type="radio"/>	基礎研修 所有権紛争と民事訴訟	<input type="radio"/>
		基礎研修 民事訴訟法Ⅰ	<input type="radio"/>	基礎研修 民事訴訟法Ⅱ	<input type="radio"/>
		基礎研修 筆界確定訴訟の実務	<input type="radio"/>	集合研修 答弁書起案	<input type="radio"/>
		集合研修 申立書起案	<input type="radio"/>	総合講義	<input type="radio"/>
教材希望	<input type="radio"/>				
4 住所 <small>土地家屋調査士会員の 場合は、事務所所在地を記入してください。</small>	(〒101-0061) 東京都千代田区神田三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館				
5 連絡先	電話番号	03-3292-0050	携帯番号	090-4444-4444	
	ファクシミリ	03-3292-0059			
	メールアドレス	taro@chosashi.or.jp			
所属ブロック・所属会記載欄					

※ 提出したブロック内で受講できない場合があります。その場合は、他のブロックと調整の上、会場を指定します。

第17回土地家屋調査士特別研修 聴講制度・再考査制度について

日本土地家屋調査士会連合会

研修実施法人である日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）は、①「過去5回の土地家屋調査士特別研修（以下「特別研修」という。）の修了証明書を保持する者のうち、土地家屋調査士法（以下「法」という。）第3条第2項第2号の認定を受けられなかった者」及び②「第16回特別研修の基礎研修から総合講義までを終了し、かつ課題を提出したが、考査のみ未受検の者」で、第17回特別研修の考査の受検を希望する者に対して、聴講制度及び再考査制度を実施しています。

なお、①については、原則として、特別研修の修了証明書の交付を受けた日から5回以内に開始する特別研修について適用するものであるため、第12回特別研修時の修了証明書保持者については、第17回特別研修までの適用となりますとともに、第1回から第11回特別研修の修了証明書保持者については、再受講制度の申込みとなります。

1 聴講制度

(1) 聴講制度とは

第17回特別研修の考査を受検していただくとともに、その前に第17回特別研修の一部講義を聴くことができる制度です。

座席は「聴講者用の席」になるため、会場によっては聴講定員が設けられる場合があり、希望に添えない場合があります。

(2) 聴講対象者

「過去5回の特別研修（第12回から第16回）の修了証明書を保持する者のうち、法第3条第2項第2号の認定を受けていない者」又は「第16回特別研修において、基礎研修から総合講義までの全課程を終了し、かつ課題を提出したが、考査のみ未受検の者」とします。

(3) 聴講できる講義

基礎研修、集合研修及び総合講義とします。

聴講したい講義は受講申込時に指定していただくこととなりますが、(1)のとおり、会場の状況等によっては、希望に添えない場合があります。

(4) 聴講料

聴講する講義の数に関係なく、3万円とします（教材費・再考査費用含む。）。

(5) 出欠管理

第17回特別研修の新規受講者・再受講者と同様の扱いとします。

(6) 聴講の申込み

- ① 「第17回土地家屋調査士特別研修 申込要領」聴講・再考査用において、聴講対象講義から希望される講義に○を付けて所属の土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）（有資格者の場合は住所登録地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会）へ提出してください。
- ② 受講料の納入や教材の送付等、事務手続は第17回特別研修の新規受講者・再受講者と同様となります。
- ③ 会場の収容人数等の都合により、聴講できない者がいる場合には、聴講の可否等をブロック協議会又は調査士会の判断で決定させていただく場合があります。

2 再考査制度

(1) 再考査制度とは

第17回特別研修の考査のみを受検できる制度です。

(2) 再考査対象者

「過去5回の特別研修（第12回から第16回）の修了証明書を保持する者のうち、法第3条第2項第2号の認定を受けていない者」又は「第16回特別研修において、基礎研修から総合講義までの全課程を終了し、かつ課題を提出したが、考査のみ未受検の者」とします。

(3) 再考査料

教材を希望しない者は2万円、教材を希望する者は3万円とします。

(4) 出欠管理

第17回特別研修の新規受講者・再受講者と同様の扱いとします。

(5) 再考査の申込み

- ① 「第17回土地家屋調査士特別研修 申込要領」聴講・再考査用を所属の調査士会（有資格者の場合は住所登録地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会）へ提出してください。
- ② 受講料の納入や教材の送付（希望者のみ）等、事務手続は第17回特別研修の新規受講者・再受講者と同様となります。
- ③ 申込先の地域で受講できない場合があります。その場合は、申込先の地域と異なる地域と調整の上、会場を指定します。

以上

第17回土地家屋調査士特別研修 基礎研修の補講について

日本土地家屋調査士会連合会

研修実施法人である日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）は、第17回土地家屋調査士特別研修（以下「第17回特別研修」という。）の基礎研修をやむを得ない事情により欠席等した者に対して、補講制度を実施しています。

ただし、補講の実施は「基礎研修」に限ります。

1 補講の要件

本研修は、性質上、全課程のうち、一部でも欠席した者及び途中退出又は遅刻した者は、該当する講義を受講しなかったものとみなし、第17回特別研修を修了したことにはなりません。

しかし、上記の者のうち、次の①から④をいずれも満たす者については、第17回特別研修の基礎研修の修了を認めることとします。

① 次の条件をいずれも満たす者

- ・ 欠席などについて責任者又は協力員等に社会通念上の連絡を行った者
- ・ 欠席に係る講義の総時間数が7時間以内であること。

② 欠席等の理由が次のアからエのいずれかに該当する者

ア 急病等本人の健康上の理由（新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者を含む。）により研修を受講するのに著しい支障があった場合

イ 配偶者又は三親等以内の親族の急病等健康上の理由により、その者に対し介護等を必要とした場合

ウ 本人及び配偶者又は三親等以内の親族の冠婚葬祭

エ その他激甚災害など本人の責によらない場合

※ ア及びイについては、それを証する診断書等の提出を求めるものとします。

※ ウ及びエについては、それを証する書類や証言を求める場合があります。

③ 下記5で示す機関が補講要件に該当すると判断した者

④ 連合会が実施する第17回特別研修の補講において、該当欠席等に係る科目に相当する研修を受講した者

2 補講の実施方法

基礎研修の講義を収録した映像教材を視聴します。

補講の日時及び会場については、連合会で決定し、補講対象者へ通知します。

3 補講対象者の管理

補講対象者の出欠及び受講態度の管理は、特別研修運営委員会又は同委員会が任命する者が行います。

4 補講受講申込みの手続方法

- ① 補講希望者は、所属する土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）（有資格者の場合は住所登録地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会）を通じ、「第17回土地家屋調査士特別研修 基礎研修に係る補講申請書」を用いて、連合会へ申請してください。
- ② 連合会は、補講希望者へ連絡し、補講の実施要領等の周知とそれに必要な手続を行います。

5 補講要件に該当するか否かの認定機関

特別研修運営委員会で認定します。

6 補講費用

1回につき2万円とします。

7 補講手続についての問合せ

日本土地家屋調査士会連合会事務局

電話 03-3292-0050 ファクシミリ 03-3292-0059

以上

令和 4 年 月 日

日本土地家屋調査士会連合会長 殿

〇〇土地家屋調査士会
協力員 ㊟

第 17 回土地家屋調査士特別研修 基礎研修に係る補講申請書

下記の者が補講を希望しますので申請します。

記

- 1 補講希望受講者 : 何 某
- 2 受講番号 : 1-1-030
- 3 補講を希望する課目 : 「民法」
- 4 補講対象該当項 : ア
急性心疾患による救急治療のため
- 5 添付書面 : 診断書

(記載は例示です。消して利用願います。)

第 17 回土地家屋調査士特別研修に係る必読・参考図書について

日本土地家屋調査士会連合会

第 17 回土地家屋調査士特別研修の開始に先立ち事前学習の資としていただくため、また、民間紛争解決手続代理関係業務を行う際に役立つと思われる必読及び参考図書をご紹介します。

お求めは各自、書店等でご手配願います。

なお、各図書の情報は令和 3 年 12 月 24 日現在となります。

また、土地家屋調査士会員の方は e ラーニングコンテンツ「土地家屋調査士基礎研修 民法講義（講師：相場中行弁護士）」が視聴できますので利活用ください。

※ 表示価格は全て税別です。別途、消費税が掛かります。

必読図書

	図書名	本体価格	発行年	出版元
①	『2022 年法学検定試験問題集ベーシック〈基礎〉コース』※憲法・民法に関する部分 法学検定試験委員会 編	2,200 円 (予定)	2022 年 3 月発行 予定	商事法務
②	『よくわかる民事裁判〔第 3 版〕』山本和彦	1,800 円	2018 年	有斐閣
③	『これからの土地家屋調査士の実務と課題』 相場中行	3,200 円	2020 年	新日本法規出版
④	『民法（全）〔第 2 版〕』 潮見佳男 [全 752 ページ]	4,600 円	2019 年	有斐閣
⑤	『リーガルベイス民法入門〔第 3 版〕』 道垣内弘人 [全 772 ページ]	4,500 円	2019 年	日本経済新聞出版
⑥	『民法概説（五訂版）』裁判所職員総合研修所 監修 [全 326 ページ]	3,000 円	2021 年	司法協会

※ ④から⑥の「民法」に係る図書については、受講者においていずれかを選択してください。

参考図書

《憲法》

○初めて憲法を学ぶ方への入門書

図書名	本体価格	発行年	出版元
『グラフィック憲法入門〔第2版〕』 毛利透	2,250円	2021年	新世社

○憲法の基本的な概説書

図書名	本体価格	発行年	出版元
『憲法〔第7版〕』 芦部信喜 著、高橋和之 補訂	3,200円	2019年	岩波書店
『立憲主義と日本国憲法〔第5版〕』 高橋和之	3,200円	2020年	有斐閣

《民法》

図書名	本体価格	発行年	出版元
『物権法〔第5版〕』 山野目章夫	3,700円	2012年	日本評論社
『民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ』 有斐閣Sシリーズ 著者多数			有斐閣
民法Ⅰ 総則〔第4版〕	1,800円	2018年	
民法Ⅱ 物権〔第4版補訂〕	1,900円	2019年	
民法Ⅲ 債権総論〔第4版〕	1,900円	2018年	
民法Ⅳ 債権各論〔第4版〕	2,600円	2019年	
『債権法改正対応 民法択一問題集』 法学検定試験委員会 編	1,600円	2018年	商事法務

《民事訴訟法》

図書名	本体価格	発行年	出版元
『現代の裁判〔第7版〕』（特に第4章1） 市川正人、酒巻匡、山本和彦	1,700円	2017年	有斐閣
『民事訴訟法〔第7版〕』 上原敏夫、池田辰夫、山本和彦	1,700円	2017年	有斐閣
『講義 民事訴訟〔第3版〕』 藤田広美	3,800円	2013年	東京大学出版会

《ADR》

図書名	本体価格	発行年	出版元
『新和解技術論』 草野芳郎	2,000円	2020年	信山社
『境界紛争事件処理マニュアル』 境界紛争実務研究会 編	3,100円	2015年	新日本法規出版